

議案第118号

伊賀市印鑑条例の一部改正について

伊賀市印鑑条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市印鑑条例の一部を改正する条例

伊賀市印鑑条例（平成16年伊賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第6条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第8条第1項第4号中「外国人」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人」に、「は、氏名」を「にあつては氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

第12条第1項第3号中「氏若しくは」を「氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）又は」に改める。

第14条第1項第2号中「外国人」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人」に、「は、氏名」を「にあつては氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。